


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市災害対策本部運営要綱の一部を改正する要綱について				
		区分		1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>市の災害対策本部の運営強化を図るため、東大和市災害対策本部運営要綱について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の区域内において震度4の地震が発生したときは、本部が設置される前に警戒配備態勢を発令する。 ・防災安全課長及び防災安全課の一部の職員は、警戒配備態勢の発令があった場合には警戒配備態勢を確保する。 ・防災安全課長及び防災安全課の一部の職員は、休日・夜間において、市の区域内で震度4の地震が発生したときは、警戒配備態勢の発令があったものとみなして、直ちに参集する。 ・市長は、本部を設置したとき又は災害のおそれが解消したと認めたときは、警戒配備態勢を廃止する。 <p>(2) 施行日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した際に、市として即応態勢を確保し、関係機関との連携を図るとともに、市民の安全安心を確保することができる。 					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。